

刑事手続における情報通信技術の活用

～現状・課題と今後の取組の方向性～

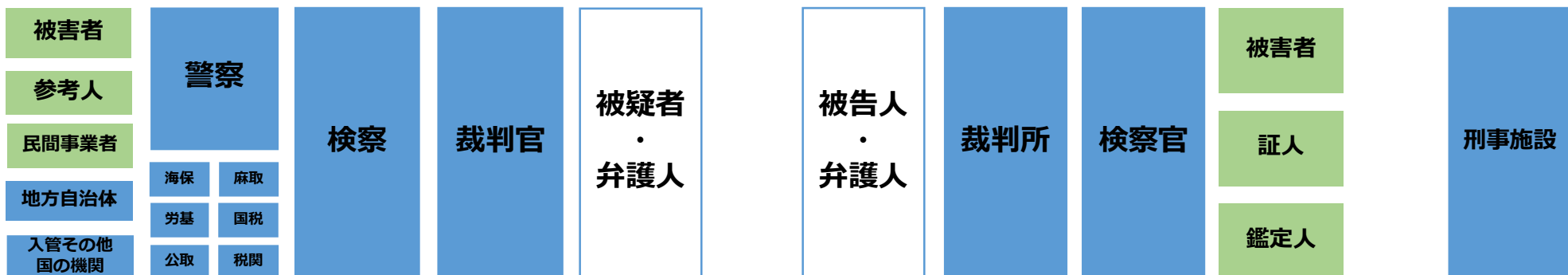
目次

- 刑事手続の流れ
- 課題と情報通信技術の活用の方向性
- システムの現状と方向性
- 今後の検討課題

刑事手続の流れ (イメージ)



関係者の例



課題と情報通信技術の活用の方角性

紙媒体に押印等して作成・管理

押印・契印作業、
保管の負担



紙媒体の書類を発受
(例えば、令状請求書等を裁判所に
持ち込み、対面で呈示)

書類運搬・移動の負担



民間事業者等も対面に対応する負担

原則として対面の手続（証人尋問
におけるビデオリンクは限定的）

裁判所に出頭等
する必要



書類を電子データにより
作成・管理



手続迅速化・業務効率化

令状を始めとする書類を
オンラインで発受



関係機関の負担軽減

オンラインの活用による
非対面・遠隔化



国民の負担軽減

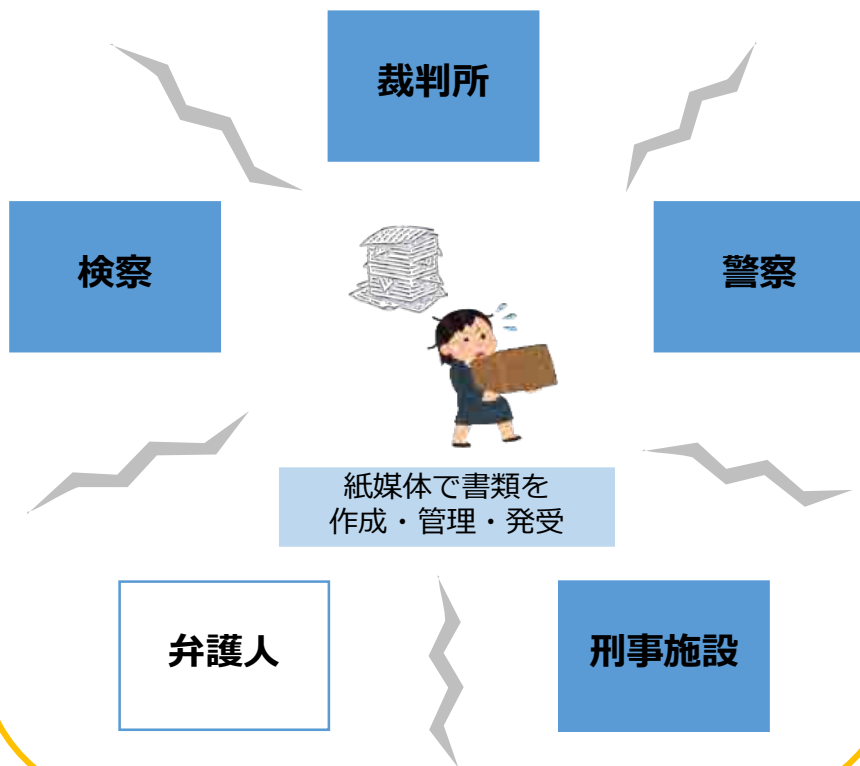
円滑・迅速な手続遂行

- 情報通信技術の活用により、様々な事情や状況に柔軟に対応することを可能とし、社会インフラとしての刑事手続について、将来を見据えた基盤整備
- 「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」において、刑事手続全般にわたる論点について、憲法や刑事法の基本原則との整合性を含む法的課題を抽出・整理した上で、制度化の要否・当否やその在り方を速やかに検討

システムの現状と方向性

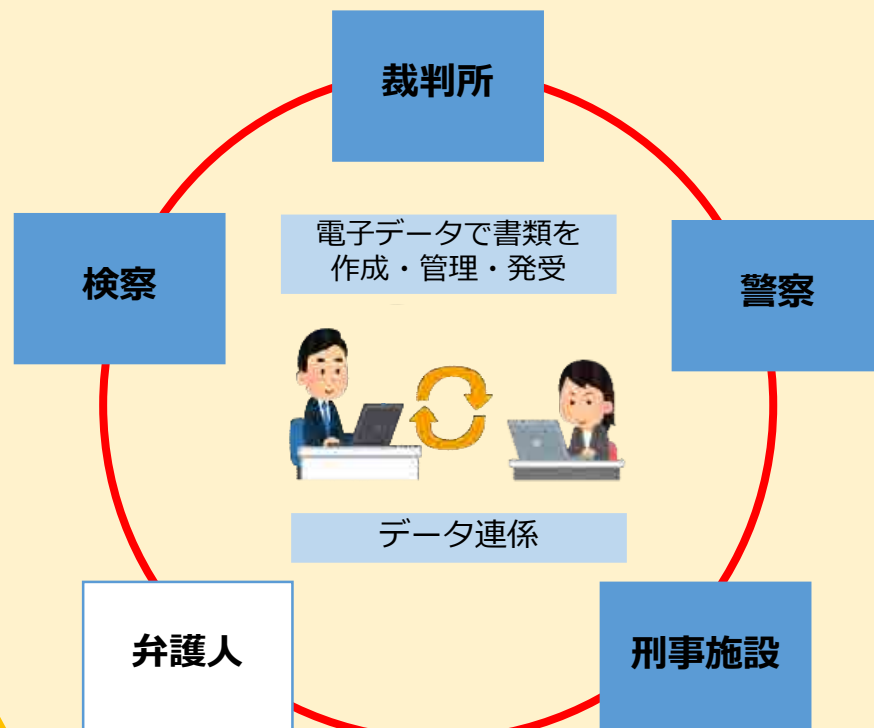
(現状)

関係機関等が、電子データでの書類作成・管理・発受を前提としていない、閉じられたシステムをそれぞれ運用



(方向性)

電子データでの書類作成・管理・発受が可能となるよう、既存のシステムを見直し、関係機関等相互のデータ連携を可能とする新たなシステムを構築



内閣官房 IT 総合戦略室（デジタル庁）の協力を得つつ、関係機関等の中で情報共有・連携を図り、システム構築に向けた調査研究，要件定義書の作成，システムの設計・開発を進める

今後の検討課題

① 法制面

○ 法的課題の抽出・整理，法制化の検討

(検討会で整理された論点項目)

・ 書類の電子データ化，発受のオンライン化

書類の作成・発受，令状の請求・発付・執行，電子データの証拠収集，閲覧・謄写・交付，公判廷における証拠調べ

・ 捜査・公判の各手続の非対面・遠隔化

取調べ等，被疑者・被告人との接見交通，打合せ・公判前整理手続，証人尋問等，公判期日への出頭等，裁判員等選任手続，公判審理の傍聴

② システム面

○ 既存のシステムの見直し

将来的な関係機関相互の連携を前提に，可能な範囲で必要となる機能を前倒して実装するシステムの更改

○ 新たなシステムの構築

関係機関が相互に連携した上で，システム化の調査研究を含め，システムの在り方に関する検討を行い，社会の変化や技術革新などを含む様々な事情や状況に柔軟に対応することができるシステムの構築